

令和7年度 大手前通りイルミネーションほこみち社会実験ほかにぎわい創出業務委託
要求水準書

第1章 総則

1. 業務概要

大阪・関西万博期間も含めた「Himeji 大手前通りイルミネーション」を本市への誘客の柱としてにぎわいの創出やまちなかの回遊性を高めるため、歩行者利便増進道路制度（以下「ほこみち」）を活用したイベントを企画、開催するもの。また、今後のさらなるほこみちの利活用の可能性を検討することを目的に現在ほこみち区域に指定していない姫路駅前でも社会実験としてほこみちに準じたイベントを企画、開催し、その効果を測定するもの。

2. 業務名称

令和7年度 大手前通りイルミネーションほこみち社会実験ほかにぎわい創出業務
（以下「本業務」という。）

3. 委託期間

委託契約日から令和8年3月31日（火）まで

4. 発注者

姫路市

5. 実施場所

姫路市二階町地内外（幹第1号線：大手前通り）※別紙1参照

6. 業務管理

- (1) 受託者は、本業務一式を統括する業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により発注者に通知すること。
- (2) 受託者は、業務全項目について、詳細な業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届の提出に合わせて発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、また、その内容を遅滞なく発注者に報告するものとする。
- (4) 本業務に必要な資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、

発注者が現在所有しているものについては、発注者から受託者に貸与するものとする。この場合においては、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、発注者に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに発注者へ返却すること。

- (5) 受託者自らが料金を徴収する飲食及び物販等を運営する場合のその収益は、本業務の経費に充当すること。

7. 業務内容

- (1) ほこみち区域内イベントの企画※詳細区域別紙2参照

ア 万博期間も含め「(仮) Himeji 大手前通りイルミネーション 2025」開催期間及び開催していない期間両方について、ほこみち区域を活用した多くの来場が見込めるイベント（休憩等のスペースの設置、飲食及び物販等、体験型プログラム等）を企画すること。なお、企画段階においては、以下をターゲットとし、イベントごとにテーマ、コンセプトを事前に設定し、企画意図等を記載したコンセプトシートを作成、提出の上、発注者の承認を得ること。

- ① 30歳代～50歳代の女性
- ② 20歳代～30歳代のカップル
- ③ 訪日外国人

※ただし、イベントごとに個別にターゲットを絞る必要はなく、1回のイベントでターゲットが重複しても構わない。

- (2) ほこみち区域外社会実験イベントの企画※詳細区域別紙3参照

ア 将来のほこみち区域拡大に向け、姫路駅前から十二所前線までの区間（詳細別紙3参照）において、ほこみち区域拡大を見据えたイベント（休憩等のスペースの設置、飲食及び物販等、体験型プログラム等）を企画すること。なお、当該区間におけるイベント開催に係る手続き（道路占用及び道路使用許可申請）は、発注者も実現に向け共同で協議を行うが、企画内容、検討場所により実現できない場合がある。その際は、発注者と協議の上、実施場所を既存のほこみち区域内に変更するなど、企画内容を変更することがある。

イ 姫路駅前から十二所前線までの区間の歩道内には車両（キッチンカー）の駐車ができない。

ウ 姫路駅前から十二所前線までの区間は、一般車両の乗り入れが禁止されているため、乗り入れが必要な場合は、警察と協議の上、通行許可の手続きを行うこと。

- (3) 出店事業者の募集と調整

ア 受託者は、(1)、(2)に基づく出店事業者を募集し、募集に際しては、事前に出店募集チラシ及び出店者マニュアルを作成すること。なお、出店希望者も含め事業者からの個別の質問に対しては、受託者が対応すること。

イ 発注者の指示により、当該イベントに関係する各種通知（荒天によるイベント中止等）を行うことがあるため、出店事業者との連絡体制を確立すること。なお、通知内容等については、事前に発注者に確認を取ること。

ウ 出店に必要となる保健所、消防署、警察署への手続きに際しては、受託者で書類等のとりまとめを行い、各種申請、届出を行うこと。なお、キッチンカーの出店においては、違法改造車か否かについて確認を得る必要があるため、出店の1カ月前に車検証の写し、車両の全景、前後左右の写真、その他警察が必要とする書類を提出すること。

エ ほこみち区域内の使用に関しては、現ほこみち占有者である大手前通り街づくり協議会と事前に協議を行うこと。

(4) 広報活動

ア 発注者とも連携し、イベント実施前に SNS 等を用いて来場者を増やすとともに「大手前通りのほこみち」の認知度を上げる効果的な PR 活動を積極的に行うこと。

イ イベント内容をイメージしたフォトモンタージュ、パース、写真等の広報用資料 3 点以上を 9 月中旬までに発注者に提出すること。

ウ イベント実施時は、適宜、写真や動画による撮影記録を行うこと。

エ 初回のイベント開催時は写真や動画を撮影の上、再生時間 1 分程度の動画を 1 本制作し、初回イベント開催後 1 週間以内に MP 4 形式により発注者に提出するとともに 2 回目以降のイベント広報媒体としてその動画を積極的に活用すること。

なお、作成する動画のコンセプトは「居心地が良く歩きたくなるまちなか」とし、構成・演出に合った BGM の選定を行い、以下留意事項を確認の上コンセプト及びターゲットに合ったものを作成すること。

オ その他広報活動における留意事項

- ① 広報物の著作権、著作権、利用権は、提出後発注者に帰属するものとする。また広報物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- ② 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないようにし、権利処理等の手続きについては受託者において行うこと。
- ③ 発注者は、本事業で納品された広報物を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）、また、第三者に利用させることができることとする。
- ④ 動画制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とすること。既存の映像や音楽素材等を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。また、著作権の問題が生じないようにすること。

- ⑤ 本業務に関して、作成した広報物に対し第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者、受託者それぞれの責に帰すべき事由による場合を除き、発注者と受託者双方の責任と負担により協力してこれを処理解決することとする。

(5) イベントの開催

- ア テント等の調達物については、購入、リースは問わないが、本業務期間中における経済比較の上、安価な方を採用すること。なお、購入の場合は業務完了後発注者の所有となる。
- イ 出店等で使用するテント設営は、受託者で行い、人が滞留するスペースも確保したうえで活用区域内に設置すること。
- ウ 出店は設営も含め7時から開始し、21時までには営業終了、完全撤去すること。
- エ 今後のほこみち活用の参考となるようイベントのテーマ、コンセプトに合わせえを可能な限り変えること。
- オ ウッドデッキは、一切の車両の乗り入れができないため注意すること。
- カ 水は受託者が準備し、排水については、受託者の責任のもと適正に処理し、側溝等に流すことがないようにすること。
- キ テント等すべての設置物について、風対策を施すこと。
- ク 音楽イベントを実施する際には、近隣への影響を配慮した音量とし、通行者への妨げにならないよう十分に配慮すること。
- ケ 大手前通りでは発動発電機が使えないため注意すること。
- コ 重量物及び鋭利物を設置する場合や破損の恐れがある場合は養生を行うこと。
- サ 設置物について、二日以上イベントが連続する場合であっても原則イベント終了後は都度完全撤去を基本とする。ただし、警察との協議の結果、存置が認められた場合はその限りではない。なお、姫路駅前から約0.15 km圏内（姫路駅北側）に以下条件のもと設置物一時保管スペース（民有地）の貸出を予定している。
- 《貸出条件》
- ①面積：20 m²
- ②貸出費：2,000円/日※貸出費は本契約金額に含むものとする。
- ③直接の車両乗り入れは不可（屋外）
- ④オープンスペース（施錠設備なし）であるため、日々の管理は受託者が責任を持って行うこと。
- ⑤貸出に応じるか否かについては受託者の判断とする。
- ⑥貸出に係る手続きは、土地所有者が定める使用申入書により行うこと。なお、土地の賃貸借契約は受託者が契約締結するが、契約内容の詳細は本業務契約後、発注者も含めた三者で協議する。
- シ 撤去後は、原状回復を行うこと。

ス 安全確保義務をはじめ、通行者も含めイベントの開催によって生じる義務、責任はすべて受託者の責任において措置するとともに、そのために必要な人員手配等も適切に行うこと。

セ イベント実施にあたっては、適宜賠償責任保険等に加入すること。

(6) イベント実施効果の検証

ア ほこみちの持続的な利活用に向けた課題整理の基礎資料として、①、②のアンケートを取り、とりまとめを行うこと。なお、アンケート内容は契約後発注者と協議の上、決定する。

① 来場者満足度調査（来訪動機、再来訪意向等15項目程度）

② 出店者満足度調査（売上額等6項目程度）

イ イベント実施結果を踏まえ、円滑かつ持続的な利活用の実施に向けた条件、手続き及びほこみち運営に係る仕組みについて、課題整理を行うこと。

ウ 令和8年1月頃（予定）に道路管理者のヒアリングを予定している。上記ア、イを速報値としてとりまとめの上、ヒアリングに応じること。

(7) 実績報告書作成

上記(1)から(6)を整理するとともに、出店日ごとの天候データ、使用区域と出店分類（キッチンカー/テント、飲食/物販/ワークショップ/イベント利用/その他）、売上高等をまとめたものを実績報告書として作成し、下記の提出先に提出すること。

なお、令和8年3月31日を提出期日とする。

提出先：姫路市 観光経済局 商工労働部 産業振興課

姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 9階

8. 本事業におけるほこみち使用料及び道路使用許可等について

ほこみちの使用においては、大手前通り街づくり協議会及び警察に対し、利用許可申請及び道路使用許可申請が必要であり、また利用料（表1参照）及び申請手数料が発生するが、その経費は本契約金額に含まれている。ただし、社会実験として実施するほこみち区域外では、道路使用許可申請及び申請手数料のみが発生する。

なお、道路使用許可申請手数料は、イベント回数に関わらず1週間単位で2,000円必要となるため注意すること。

表1 ほこみち利用料金表（大手前通り街づくり協議会支払い分）（消費税込）

イベント区域	場所	面積 (㎡)	利用料金			
			9月-11月		12月	
			平日	休日	平日	休日
①	三木美術館前	37	3,750円	5,650円	1,900円	2,250円
②	大手前ダイビル前	32	3,200円	4,800円	1,600円	1,950円
③	ポソマルシェ前	48	4,800円	7,200円	2,400円	2,900円

④	とんかつむさし前	84	8,450 円	12,650 円	4,250 円	5,100 円
⑤	ファミリーマート前	24	2,450 円	3,650 円	1,250 円	1,450 円
⑥	旧ヤマトヤキ前	85	8,550 円	12,800 円	4,300 円	5,150 円

※利用における注意事項

- ・ 利用料金は、電気使用料金込みの金額とする。
- ・ 時間区分はなく、いずれも終日利用の金額とする。
- ・ 利用日の確定は、契約後に実施する大手前通り街づくり協議会との協議を踏まえ決定する。
- ・ 利用料金は使用前に大手前通り街づくり協議会に支払うものとする。支払い方法については契約後大手前通り街づくり協議会と協議の上、決定する。

9. 電気量の測定について

受託者は、電気チェッカー等で電力量を測定し、発注者に報告すること。なお、その経費は本契約金額に含まれているものとする。

10. イベント実施に伴う電気引込工事について

イベント内容により電気引込工事が必要な場合は、受託者自らが事前に関西電力送配電(株)HPにあるインターネット申込及び関係法令に基づく必要な手続きを行った上で工事を行うこと。

11. 発注者が実施するイベントへの協力

発注者が同時期に実施するイベントについては、相乗効果を目的に広報も含め積極的に協力すること。なおイベントの詳細は、関係部局、民間事業者と調整、協議の上決定する。

ただし、他イベントと同日に本業務を実施することは必須ではない。

12. その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上、知り得た情報、秘密について、他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。また、契約終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。なお、事務処理をするための個人情報の取り扱いについては、別紙5「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり、発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容について報告し、発注者の指示に従うものとする。また、賠償等に必要

な負担は受託者が負うものとする。

- (4) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、本市の地域特性を十分理解し、業務を遂行すること。
- (6) 諸般の事情により、発注者が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、別途協議により定めることとする。